

国立大学法人奈良教育大学学長選考規則

平成16年11月26日

学長選考会議議長制定

改正 平成19年 1月17日規則第4号

改正 平成19年 3月23日規則第34号

改正 平成20年11月26日規則第80号

改正 平成21年 2月25日規則第10号

改正 平成25年 2月22日規則第14号

改正 平成25年 6月28日規則第25号

改正 平成27年 3月18日規則第19号

改正 平成29年 6月28日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第5条第2項に基づき、国立大学法人奈良教育大学長（以下「学長」という。）の選考及び任期について必要な事項を定める。

(選考機関)

第2条 学長候補者の選考は、国立大学法人奈良教育大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が行う。

2 学長選考会議は、学長選考基準を定め、学長選考の結果その他文部科学省令が定める事項と併せて遅滞なく公表する。

(選考時期)

第3条 学長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

一 学長の任期が満了するとき。

二 学長が辞任を申し出たとき。

三 学長が解任されたとき。

四 学長が欠員となったとき。

2 学長候補者の選考は、前項第一号の場合は、任期満了日の少なくとも2月前に行い、同項第二号、第三号及び第四号の場合は、直ちに行うことを原則とする。

(学長候補者の資格)

第4条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者で、次条に規定する学長候補適任者の推薦を受けた者のうちから選考する。

(学長候補適任者の推薦)

第5条 学長候補適任者の推薦は、次の各号のいずれかによるものとする。

一 学長選考会議委員の推薦

二 第10条第2項に規定する意向聴取有資格者（以下「意向聴取有資格者」という。）

7名の連署による推薦（ただし、国立大学法人奈良教育大学学長選考会議規則（平成16年規則第10号。）第2条第1項第2号に定める委員を除く。）

2 前項による推薦を行う場合は、本人の同意を得たうえで、学長候補適任者推薦書、履歴書及び業績書を添えて、学長選考会議に推薦するものとする。

3 前項による推薦を行う期間は、学長選考会議が別に定める。

（学長候補適任者による所信表明等）

第6条 学長選考会議は、前条により推薦のあった学長候補適任者に対して、所信を記載した文書及び学長選考会議が作成した質問書に対する回答書の提出を求めるものとする。

（学長候補適任者の調査）

第7条 学長選考会議は、第5条により推薦のあった者について調査を行うものとする。

（学長候補適任者の絞り込み）

第8条 学長選考会議は、第6条の所信及び回答書の内容並びに前条による調査結果を踏まえて学長候補適任者を3名以内に絞り込むものとする。

（所信及び回答書の公表）

第9条 学長選考会議は、前条により絞り込まれた学長候補適任者の所信及び回答書の内容を意向聴取有資格者に公表するものとする。

（意向聴取の実施）

第10条 学長選考会議は、第8条により絞り込まれた学長候補適任者について意向聴取を実施するものとする。ただし、学長候補適任者が1名の場合、意向聴取は実施しないものとする。

2 前項に規定する意向聴取の有資格者は、公示日に在職する次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学長及び理事

二 教授、准教授、専任講師、助教

三 附属学校園の校園長、副校長（教頭）、主幹教諭、教務主任、研究主任、教育実習主任、学年主任、生活指導主事、進路指導主事及び保健主事である者

四 事務職員のうち係長以上の職にある者

3 前2項の意向聴取の実施時期等は、学長選考会議が別に定める。

（学長候補者の決定）

第11条 学長選考会議は、第6条の所信及び回答書の内容並びに第7条による調査結果等をもとに、前条の意向聴取の結果を参考にしつつ、学長候補者を決定する。

2 前項の決定の際に、必要に応じて面接審査等を行うことができる。

3 学長選考会議は、第1項により学長候補者を決定したときは、その旨を学長に報告するとともに、公示し学内に周知するものとする。

（学長就任の交渉）

第12条 学長選考会議は、前条により決定した学長候補者に対し、学長就任の交渉を行うものとする。

（再選考）

第13条 第11条により決定した学長候補者が学長就任を辞退し、又は学長に就任する

ことができなくなったときは、この規則に基づき、学長選考会議が再選考を行う。

(学長の任期)

第14条 学長の任期は3年とし、再任することができる。ただし、引き続き6年を超えて在任することができない。

2 前項の規定にかかわらず、学長が辞任、事故等により欠けた場合における後任の学長の任期は、任命の日から3年を経過する日以後における最初の3月31日までとする。

(業績評価)

第15条 学長の業績評価は、選考した学長の業務の執行状況について確認することをもって行うものとする。

2 前項の学長の業務の執行状況は、国立大学法人評価委員会の業務実績評価の結果及び監事の監事監査結果を活用して行う。

(解釈等)

第16条 この規則の解釈及び運用については、学長選考会議が決定する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、学長の選考の実施に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

(規則の改廃)

第18条 この規則の改廃は、学長選考会議の議を経て行う。

附 則

1 この規則は、平成16年11月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この規則の施行時に学長である者は、第14条の規定にかかわらず、学長の任期は3年6月とし、再任することができる。この再任の場合の学長の任期は2年とする。

附 則 (平成19年規則第4号)

この規則は、平成19年1月17日から施行する。

附 則 (平成19年規則第34号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第80号)

この規則は、平成20年11月26日から施行する。

附 則 (平成21年規則第10号)

この規則は、平成21年2月25日から施行する。

附 則 (平成25年規則第14号)

この規則は、平成25年2月22日から施行する。

附 則 (平成25年規則第25号)

この規則は、平成25年6月28日から施行する。

附 則 (平成27年規則第19号)

1 この規則は、平成27年3月18日から施行する。

2 この規則の施行後最初に学長となる者は、第14条の規定にかかわらず、学長の任期は3年6月とし、再任することができる。この再任の場合の学長の任期は3年とする。

附 則（平成 29 年規則第 21 号）

この規則は、平成 29 年 6 月 28 日から施行する。